

(令和3年9月13日から適用)

町立小中学校の臨時休業の実施について

1 町立学校の児童生徒に新型コロナウイルス感染者が確認されたときは、濃厚接触者及び周辺の検査対象者（以下濃厚接触者等）が確定するまでは臨時休業とする。

2 検査の結果、感染状況により以下のとおり対応する

| 感染状況等 | | 臨時休業の範囲 |
|-------|--|--|
| (1) | 校内に感染者が確認されたが、校内での感染リスクがない場合 | 臨時休業なし |
| (2) | 校内に感染者が確認され、濃厚接触者等の状況から感染拡大のリスクがある場合 ア 学級閉鎖 ① 同一学級で複数の児童生徒等の感染が判明した場合 ② 感染者が確認されたものが1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が同一学級内で複数いる場合 ③ 1名の感染者が判明し、同一学級内で複数の濃厚接触者等がいる場合 イ 学年閉鎖 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合 ウ 学校全体の臨時休業 複数の学年を閉鎖するなど、学校全体で感染が広がっている可能性が高い場合。 | アの場合 当該学級のみ 5～7日間 イの場合 当該学年のみ 5～7日間 ウの場合 当該校のみ 5～7日間 |
| (3) | 複数の学校で同時期に感染経路不明の感染者が発生し、より広域に感染リスクが生じた場合、 | 町内一斉臨時休業 |

※ただし、上記にかかわらず、地域の感染状況、校内の感染者数等により、保健所の指示に従い、臨時休業の範囲を総合的に判断する。

